

中国からの旅客携行品から アフリカ豚コレラウイルスを分離



本年1月25日（金）、中国から違法に持ち込まれた豚肉製品4件からアフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が検出されました。更に、このうち2件からは生きたウイルスが分離されました。

肉製品の違法な持ち込みに対する対応が厳格化されます。
(2019年4月22日から)

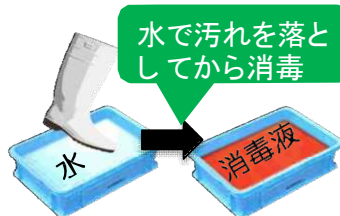
- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象になります。
- ◆ 任意放棄の有無にかかわらず、罰則の対象になります。

家畜伝染病予防法により、
輸入検査を受けずに、畜産物を持ち込んだ場合には、
3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます

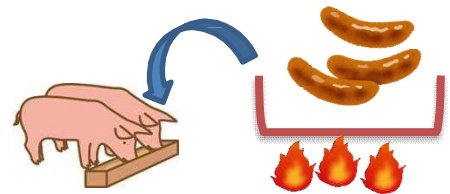
衛生管理を徹底しましょう！



関係者以外の農場への立入禁止



農場に出入りする際には、消毒を実施



飼料に肉製品を含む又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理

飼養豚に異状を認めたら、速やかに管轄の家畜保健衛生所に御連絡ください。

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 (夜間・休日) 090-7205-0895

県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 (夜間・休日) 090-7205-1402

県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 (夜間・休日) 090-7205-1826